

東松山市自治会連合会高坂丘陵支部会計監査規定

1. 目的

この規定は、東松山市自治会連合会高坂丘陵支部規約(以下「支部規約」という)第5条第1項第(9)号に基づき、会計監査に関する基本的事項を定め、その円滑かつ効果的な運営に資することを目的とする。

2. 監事

支部長が次年度役員、前年度役員あるいは当年度役員の中から、知識、経験、資格等を勘案の上、最も適任者2名を選任する。但し、当年度会計及び会計副担当は選任の対象外とする。

3. 外部監査人

監事は、次の条件が満たされる場合、監事による監査に替えて外部監査を行う事が出来る。

- (1)外部監査人の知識、経験、資格、所属、その費用対効果などから監事による監査よりも質の高い監査が期待できる。
- (2)外部監査人が地方公共団体、公益法人などの職員の場合、外部監査人の氏名、役職、所属などが公表されても問題にならないことを予め確認できる。
- (3)外部監査人就任に関し、所属先の事前承認、個人情報公開の事前承諾、後記第7項で定める責任などを予め文書で確認できる。

4. 監査の日時、場所および方法

- 1) 監査の日時、場所は、関係者と調整の上、監事が決定する。
- 2) 会計監査は、当年度の決算報告書、関係帳簿、預金通帳などによる書面監査とし、必要に応じて会計担当との面談監査を行う。

5. 監事または外部監査人の権限

監事または外部監査人の権限は、会計関係者に対する帳票及び諸資料の提出、事実の説明、議事録の閲覧、その他監査実施上必要な事項を要求することが出来る。

6. 会計の義務

会計関係者は、円滑かつ効果的に監査が実施出来るよう積極的に協力しなければならない。

7. 監事及び外部監査人の責任

監事及び外部監査人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)会計監査業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に洩らしてはならない。
- (2)監査は、全て事実に基づいて行い、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- (3)会計の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

8. 会計監査結果の報告

監事及び外部監査人は、次の通り報告する。

- (1)会計監査報告は、会計が用意した書面に監事及び外部監査人が署名する方法で行う。
- (2)会計の業務の処理・方法について、指摘事項のある場合は、別途支部長宛に文書で報告する。

附則

1. この規定は、平成24年4月1日から実施する。
2. この規定は、平成28年4月23日から実施する。